

議案第 59 号

安曇野市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

別紙のとおり安曇野市まちづくり計画（新市建設計画）を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市まちづくり計画（新市建設計画）を次のように変更する。

I 序論 2 計画策定の方針 （3）計画期間中「平成 32 年度までの 16 か年」を「平成 37（2025）年度までの 21 か年」に改める。

VIII 財政計画 1 前提条件中「平成 32 年度までの 16 か年」を「平成 37（2025）年度までの 21 年間」に改める。

VIII 財政計画 2 歳入 （1）市町村税中「個人市民税は、中期経済予測から実質成長率を考慮し、納税義務者数については、給与所得者は減少、年金所得者は微増としました。均等割は税制改正により平成 26 年度から納税義務者一人当たり 500 円増で算定しました。（10 年間）法人市民税については、均等割分を毎年 75 万円減としました。法人税割は、平成 26 年度税制改正による法人税割の税率改正を見込んだ上で、成長率を平成 27 年度 1.2%、平成 28 年度以降 0.9%としました。固定資産税の土地については、各地目、前 3 ヶ年の対前年度比の平均値を参考として課税標準額を予測して算定しました。家屋については、評価替え年度は、前年課税標準額に前 2 回の評価替え対前年度比の平均値を乗じて算定し、評価替え以外の年度は、前年度課税標準額に平成 23 年度・平成 25 年度の課税標準額の対前年度比の平均値を乗じて算定しました。」を「個人市民税は、中期経済予測による実質成長率及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンを考慮し、納税義務者数については、給与所得者は減少、年金所得者は増加としました。法人市民税は、税制改正を踏まえた上で、中期経済予測による成長率を反映して課税額を予測し算定しています。固定資産税に係る土地の評価については、地価の下落率が縮小傾向にあるものの地価動向の不安定性を考慮して一定の減少を見込み、家屋の評価については、過去の評価替えの状況を考慮し、一定の減少を見込みました。」に改める。

VIII 財政計画 2 歳入 （2）地方交付税中「なお、特別交付税については毎年定額 6 億円で見込んでいます。」を「なお、特別交付税については毎年定額 6 億 8 千万円で見込んでいます。」に改める。

VIII 財政計画 2 歳入 （6）その他中「その他の歳入については、過去の実績等により算定しています。」を「その他の歳入については、過去の実績等により算定しています。また、平成 31（2019）年 10 月に見込まれる消費税率の引き上げを加味して算定しています。」に改める。

VIII 財政計画 3 歳出 （1）人件費中「人件費については、議員報酬と特別職給与は定額で、一般職員は平成 24 年度の平均給与で算定しています。」を「人件費については、議員報酬と特別職給与は定額で、一般職員は平成 30 年度当初予算の人件費をベースに算定するとともに、平成 32（2020）年度以降は会計年度任用職員制度の導

入を見込み、非常勤職員の退職手当等分を増額しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (2) 扶助費中「扶助費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。」を「扶助費については、臨時的・特別措置的な給付事業を除き、現行の制度が維持されるものとして算定しています。給付対象者等に大きな増減は見込まれないため、ほぼ同一水準としましたが、児童手当給付に係る事業については、児童数の減少を見込んで算定しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (3) 物件費中「物件費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。」を「物件費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。なお、賃金については、会計年度任用職員制度が導入されることを見込み、平成 32 (2020) 年度以降は非常勤職員の期末手当等分を増額しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (4) 公債費中「新規借入分の借入利率については、0.8% (据置期間なし) で算定しています。」を「新規借入分借入利率については、0.35% (据置期間なし) で算定しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (5) 補助費等中「補助費等については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。」を「補助費については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。なお、性質別で「繰出金」として支出していた下水道事業への繰出金については、同事業の地方公営企業法適用に伴い、平成 28 年度以降は補助費等へ移行し算定しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (6) 繰出金中「繰出金については、実施計画を基に特別会計の事業量を見込んで算定しています。」を「繰出金については、実施計画を基に特別会計の事業量を見込んで算定しています。なお、先の項目でも触れましたが、下水道事業への繰出金を補助費等へ移行したため、平成 28 年度以降は減額となっています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 3 歳出 (8) その他中「その他の歳出については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。」を「その他の歳出については、実施計画及び過去の実績を基に算定しています。また、平成 31 (2019) 年 10 月に見込まれる消費税率の引き上げを加味して算定しています。」に改める。

Ⅷ 財政計画 4 財政計画 (1) 歳入の表

4 財政計画

(単位：百万円)

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	年度決算															
市町村税	11,047	11,213	12,591	12,397	11,544	11,438	11,747	11,385	11,282	11,304	11,143	11,116	11,144	10,933	10,967	11,000
地方譲与税	939	1,360	613	596	560	549	536	505	480	489	498	496	498	499	500	501
利子割交付金	66	40	55	55	53	52	36	28	23	23	23	23	23	23	23	23
配当割交付金	21	38	42	16	13	13	20	19	22	22	22	22	22	21	21	21
株式等譲渡所得割交付金	34	29	25	6	7	5	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	911	915	915	857	890	888	894	900	893	1,253	1,531	1,891	1,896	1,860	1,865	1,871
ゴルフ場利用税交付金	53	54	54	54	53	48	47	43	26	25	25	25	25	25	25	25
自動車取得税交付金	255	260	246	222	133	122	102	134	123	60	30	0	0	0	0	0
地方特別交付金	370	289	75	174	162	164	142	60	66	65	65	66	66	67	67	67
地方交付税	8,197	8,573	8,631	8,805	9,593	10,668	10,943	10,734	11,228	11,311	11,158	11,157	10,464	10,157	10,106	9,764
交通安全対策特別交付金	20	22	21	19	19	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
分担金及び負担金	528	350	349	340	362	294	236	214	121	151	143	135	122	94	94	94
使用料及び手数料	1,158	1,173	1,151	1,088	1,092	1,021	1,023	1,007	982	1,007	1,035	1,023	1,022	1,020	1,020	1,023
国庫支出金	2,410	2,047	2,225	1,883	4,530	3,859	3,447	3,056	3,359	3,585	3,506	3,504	3,565	3,181	3,122	3,189
県支出金	1,174	1,513	1,694	1,508	1,600	1,993	1,849	1,758	1,880	1,973	1,810	1,813	1,861	1,771	1,784	1,736
財産収入	195	129	172	194	157	110	131	130	117	102	104	106	104	98	94	90
繰入金	4,663	380	778	934	1,060	527	681	1,792	2,144	2,602	841	1,259	1,739	1,412	1,248	1,527
繰越金	1,240	1,012	561	742	590	329	309	287	779	737	636	648	616	637	646	627
諸収入等	1,491	2,287	1,151	1,192	1,197	1,277	1,296	1,431	1,845	1,513	1,440	1,442	1,443	1,434	1,428	1,431
地方債	3,594	4,558	4,115	3,215	4,036	4,693	4,741	4,371	4,907	8,921	5,642	5,246	4,894	4,348	3,779	2,810
歳入合計	38,366	36,242	35,464	34,297	37,651	38,067	38,204	37,876	40,299	45,165	39,674	39,994	39,526	37,602	36,811	35,821

4 財政計画

(1) 歳入

(単位: 百万円)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算	予算																				
市税	11,047	11,213	12,591	12,597	11,544	11,438	11,747	11,365	11,521	12,070	11,713	11,893	12,104	11,651	11,800	11,721	11,493	11,520	11,531	11,379	11,391	11,486
種子地区付金	66	40	55	55	53	52	36	28	23	23	19	12	21	17	22	22	22	22	23	23	23	23
緊要地区付金	21	38	42	16	13	13	20	19	34	65	52	37	49	37	35	35	35	36	36	36	37	37
株式会社津波復興対策センター	34	29	25	6	7	5	7	4	57	49	54	21	53	9	20	21	21	21	21	21	21	22
地方消費税交付金	911	915	857	890	888	888	894	900	893	1,099	1,833	1,682	1,733	1,764	2,055	2,779	2,812	2,846	2,886	2,915	2,950	2,950
ゴルフ場利用料交付金	53	54	54	54	53	48	47	43	43	39	39	38	37	33	34	32	31	29	27	26	24	24
自動車重量税交付金	255	260	246	222	133	122	102	134	137	50	91	87	124	129	118	0	0	0	0	0	0	0
地方特別交付金	370	289	75	174	162	164	142	60	66	53	55	59	60	61	62	63	64	64	64	65	66	66
地方交付税	8,197	8,573	8,631	8,605	9,593	10,688	10,943	10,734	11,367	11,187	11,360	10,928	10,436	10,497	10,041	9,888	9,596	9,554	9,554	9,611	9,422	9,422
交通会对関係別交付金	20	22	21	19	19	17	17	18	17	15	15	14	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14
分担金及び負担金	528	350	349	340	362	294	236	214	185	186	259	168	218	104	71	68	68	66	66	66	57	68
使用料及び手数料	1,158	1,173	1,151	1,088	1,021	1,021	1,023	1,007	1,005	1,005	907	906	871	833	910	893	892	891	895	895	895	911
国庫支出金	2,410	2,047	2,225	1,883	4,530	3,859	3,447	3,056	3,371	3,420	3,764	3,644	3,617	3,788	4,038	4,438	3,644	3,647	3,162	3,186	3,171	3,171
県支出金	1,174	1,513	1,694	1,508	1,600	1,993	1,849	1,768	1,803	2,222	2,118	2,147	2,161	2,214	2,319	2,301	2,250	2,250	2,156	2,146	2,146	2,173
財産収入	195	129	172	194	157	110	131	130	235	123	283	152	124	54	53	53	53	53	53	53	53	53
寄附金									83	7	753	817	947	300	220	220	220	220	220	220	220	220
繰入金	4,663	380	778	934	1,060	527	681	1,792	2,005	978	1,087	2,211	1,292	1,072	1,391	883	1,339	739	1,473	1,318	953	953
繰越金	1,240	1,012	561	742	590	329	309	287	779	992	1,212	789	705	708	122	119	114	100	121	106	106	101
繰入金等	1,491	2,287	1,151	1,921	1,197	1,277	1,296	1,431	1,818	1,515	1,444	1,386	1,374	1,415	1,425	1,426	1,422	1,424	1,942	1,948	1,948	1,948
地方債	3,594	4,558	4,115	3,215	4,036	4,683	4,741	4,371	4,742	8,023	4,521	4,170	3,888	4,183	5,394	6,966	2,795	2,631	1,923	1,956	1,935	1,935
<b>歳入合計</b>	<b>38,366</b>	<b>36,242</b>	<b>35,464</b>	<b>34,297</b>	<b>37,651</b>	<b>38,067</b>	<b>38,204</b>	<b>37,876</b>	<b>40,673</b>	<b>43,568</b>	<b>42,068</b>	<b>41,625</b>	<b>40,313</b>	<b>39,662</b>	<b>40,689</b>	<b>42,425</b>	<b>37,369</b>	<b>36,614</b>	<b>36,050</b>	<b>35,883</b>	<b>35,066</b>	<b>35,066</b>

」に改める。

Ⅷ 財政計画 4 財政計画 (2) 歳出の表

(単位：百万円)

区 分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	
歳 出	人件費	6,212	5,941	5,884	5,664	5,658	5,724	5,561	5,722	5,719	5,669	5,625	5,615	5,615	5,615	5,615	
	扶助費	1,919	2,345	2,668	2,763	3,521	5,087	5,384	5,445	5,884	5,559	5,578	5,598	5,617	5,631	5,646	
	公償費	4,177	4,280	4,464	4,634	4,551	4,623	4,723	4,817	4,380	4,424	4,667	5,134	5,899	5,951	5,953	5,744
	物件費	5,327	4,641	5,243	5,253	5,029	5,271	5,257	5,151	5,757	6,318	5,674	5,422	5,502	5,425	5,433	5,291
	維持補修費	137	102	114	113	120	98	111	110	350	353	327	324	316	319	319	316
	補助費等	4,445	4,167	4,108	4,050	5,583	3,747	3,632	3,642	3,974	4,069	3,596	3,486	3,471	3,378	3,337	3,334
	繰出金	2,747	3,399	3,597	4,005	4,044	4,301	4,378	4,560	4,636	4,873	5,301	5,437	5,535	5,625	5,732	5,854
	積立金	3,458	2,874	2,025	456	483	2,108	2,412	1,003	2,187	882	1,339	869	468	464	461	439
	投資・出資・貸付金	497	555	613	688	684	835	885	991	1,389	1,559	1,129	999	1,261	1,171	991	964
	普通建設事業費	8,435	7,377	6,007	6,081	7,649	6,033	5,440	5,878	5,722	10,448	5,765	6,503	5,224	3,391	2,712	1,990
歳出合計	37,354	35,681	34,723	33,707	37,322	37,758	37,918	37,097	39,562	44,529	39,026	39,377	38,889	36,956	36,184	35,193	

」を



議案第60号

市有財産の処分について

市有財産である安曇野市豊科デイサービスセンターの売却につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年安曇野市条例第48条）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 売却する土地及び建物

(1) 土地

所 在	安曇野市豊科4160番1		
地 目	宅地	地 積	6,722.07㎡

(2) 建物

ア 主である建物

所 在	安曇野市豊科4160番地1	家屋番号	4160番1
種 類	デイサービスセンター・事務所	構 造	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建
床 面 積	1,442.58㎡		

イ 附属建物

種 類	機械室	構 造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	5.70㎡		

2 売却価格 85,723,200円

3 売却の相手方 安曇野市豊科4160番地1  
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会  
会長 松嶋 隆徳

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 61 号

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

1 債権の概要

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 債務者    | 安曇野市 [REDACTED]  |
| (2) 債権の名称  | 生活保護費徴収金         |
| (3) 債権の額   | 3,923,729 円      |
| (4) 債権の発生日 | 平成 27 年 10 月 8 日 |
| (5) 債権発生理由 | 生活保護法第 78 条第 1 項 |

2 放棄の理由

債務者は平成 29 年 2 月 7 日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

提案理由

債権の放棄について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、本案を提出いたします。

議案第 62 号

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

1 債権の概要

(1) 債務者

安曇野市

(2) 債権の名称

生活保護費返還金等

(3) 債権の総額

450,564 円

2 債権の内訳

(1) 債権ア

債権の額	417,919 円
債権発生日	平成 24 年 9 月 14 日
債権発生理由	生活保護法第 78 条第 1 項

(2) 債権イ

債権の額	991 円
債権発生日	平成 24 年 8 月 31 日
債権発生理由	生活保護法第 63 条

(3) 債権ウ

債権の額	12,306 円
債権発生日	平成 24 年 10 月 25 日
債権発生理由	生活保護法第 63 条

(4) 債権エ 債権の額 19,348 円  
債権発生日 平成 24 年 10 月 25 日  
債権発生理由 生活保護法第 63 条

3 放棄の理由 債務者は平成 28 年 1 月 23 日に死亡した後、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

#### 提案理由

債権の放棄について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、本案を提出いたします。



議案第 64 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 市道廃止路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	廃止理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	24186	穂高柏原3571-1番地先	L = 245.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	穂高4186号線	穂高柏原3577-1番地先	W = 3.0		
2	24188	穂高柏原3862番地先	L = 230.1		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	穂高4188号線	穂高柏原3580-1番地先	W = 6.4~4.5		
3	24189	穂高柏原3912番地先	L = 416.7		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	穂高4189号線	穂高柏原3560-5番地先	W = 4.5~2.7		
4	24194	穂高柏原3576-1番地先	L = 106.4		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	穂高4194号線	穂高柏原3101-3番地先	W = 4.3~2.5		
5	24492	穂高柏原3460-3番地先	L = 499.2		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	穂高4492号線	穂高柏原3446-6番地先	W = 3.5~2.0		
6	41106	堀金烏川5697-3番地先	L = 335.9		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1106号線	堀金烏川5679-1番地先	W = 7.2~4.3		
7	41107	堀金烏川755-2番地先	L = 579.9		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1107号線	堀金烏川5691-1番地先	W = 5.0~3.0		
8	41108	堀金烏川738-2番地先	L = 577.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1108号線	堀金烏川5682番地先	W = 4.6~3.2		
9	41109	堀金烏川781-17番地先	L = 150.4		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1109号線	堀金烏川765-4番地先	W = 7.9~3.2		
10	41110	堀金烏川1561-1番地先	L = 364.6		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1110号線	堀金烏川757-5番地先	W = 5.15~3.0		

(別紙)

## 市道廃止路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	廃止理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
11	41112	堀金烏川5621-1番地先	L = 567.1		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1112号線	堀金烏川5672-2番地先	W = 6.5~2.0		
12	41113	堀金烏川5758番地先	L = 442.8		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1113号線	堀金烏川5722-3番地先	W = 5.0~2.9		
13	41114	堀金烏川5679-1番地先	L = 452.7		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1114号線	堀金烏川5655-3番地先	W = 9.5~3.5		
14	41115	堀金烏川5678番地先	L = 238.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1115号線	堀金烏川5662-3番地先	W = 6.0~3.5		
15	41120	堀金烏川5380-2番地先	L = 991.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1120号線	堀金烏川5613-7番地先	W = 8.1~3.4		
16	41121	堀金烏川5611-4番地先	L = 294.9		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1121号線	堀金烏川5601番地先	W = 5.0~2.7		
17	41122	堀金烏川5567番地先	L = 438.8		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1122号線	堀金烏川5601番地先	W = 5.0~3.0		
18	41752	堀金烏川5493-6番地先	L = 314.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1752号線	堀金烏川5522-2番地先	W = 0.0		
19	24175	穂高柏原3931-2番地先	L = 80.1		ほ場整備に伴う廃止
	穂高4175号線	穂高柏原3569番地先	W = 3.3~1.6		
20	24211	穂高柏原4731-1番地先	L = 567.6		ほ場整備に伴う廃止
	穂高4211号線	穂高柏原3793-2番地先	W = 4.5~2.0		

(別紙)

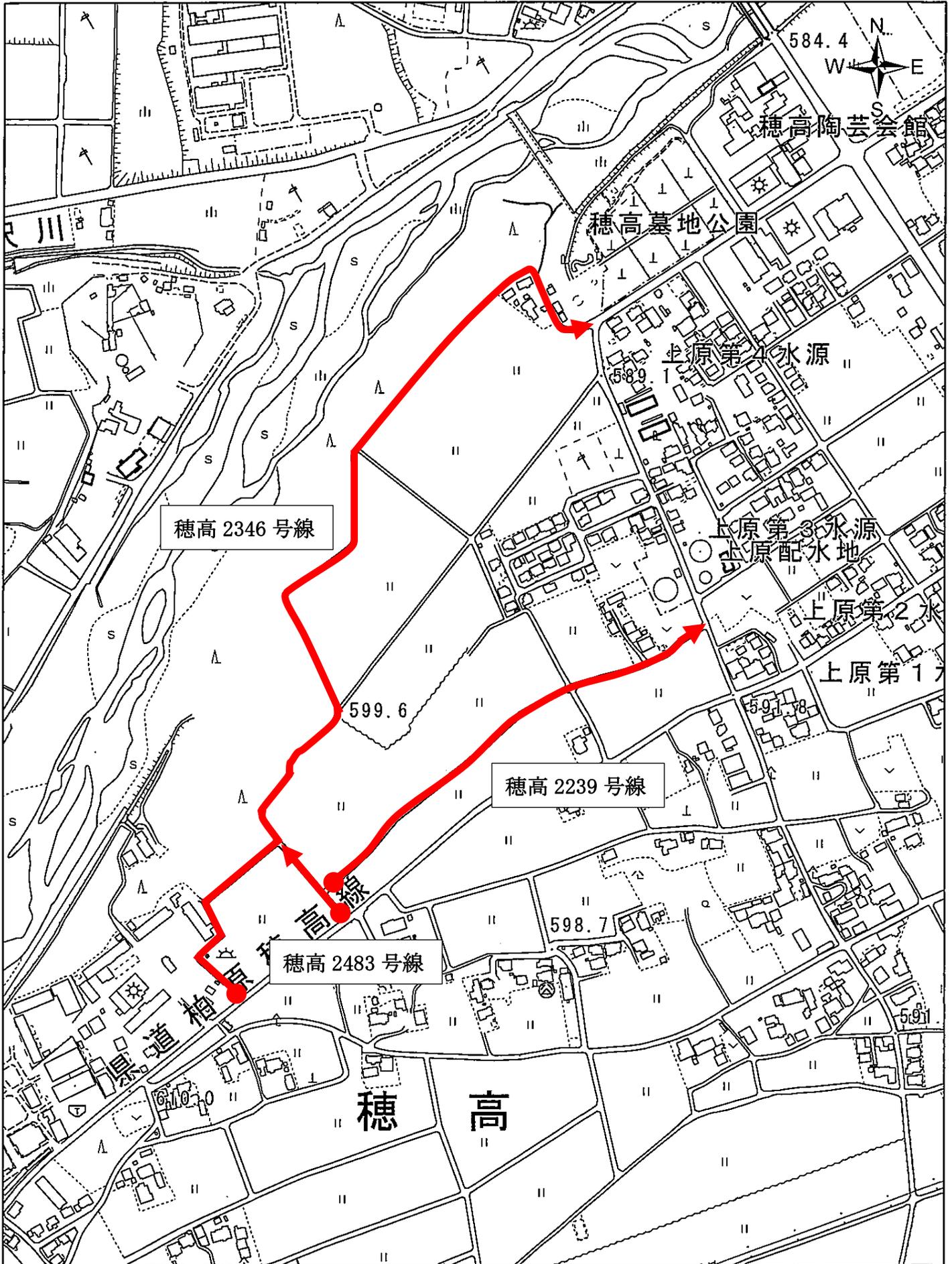
## 市道廃止路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	廃止理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
21	41754	堀金烏川5638-1番地先	L = 97.3		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1754号線	堀金烏川5640番地先	W = 0.0		
22	22239	穂高9878番地先	L= 475.8		農道へ所管換え後再認定に伴う廃止
	穂高2239号線	穂高8083-1番地先	W = 7.0~5.3		
23	22346	穂高7943-1番地先	L= 1062.8		農道へ所管換えに伴う 廃止
	穂高2346号線	穂高8000-1番地先	W = 6.0~2.9		
24	22483	穂高9881番地先	L= 98.0		農道へ所管換えに伴う 廃止
	穂高2483号線	穂高9878番地先	W = 5.8~5.0		



# 廃止路線位置図

整理番号 22~24



議案第 65 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 市道認定路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	24186	穂高柏原3574-1番地先	L = 205.6		ほ場整備に伴う再認定
	穂高4186号線	堀金烏川5662-3番地先	W = 6.15~3.0		
2	24188	堀金烏川5682-1番地先	L = 268.4		ほ場整備に伴う再認定
	穂高4188号線	穂高柏原3863-1番地先	W = 9.85~4.5		
3	24189	穂高柏原3912-1番地先	L = 394.7		ほ場整備に伴う再認定
	穂高4189号線	穂高柏原3838-1番地先	W = 9.65~2.7		
4	24194	穂高柏原3576-1番地先	L = 120.8		ほ場整備に伴う再認定
	穂高4194号線	穂高柏原3101-2番地先	W = 6.75~3.0		
5	24492	穂高柏原3466-5番地先	L = 362.0		ほ場整備に伴う再認定
	穂高4492号線	穂高柏原4736番地先	W = 11.7~4.0		
6	41106	堀金烏川5697-3番地先	L = 290.6		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1106号線	堀金烏川5682-1番地先	W = 10.3~3.8		
7	41107	堀金烏川755-2番地先	L = 578.2		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1107号線	堀金烏川5690-5番地先	W = 6.0~3.0		
8	41108	堀金烏川738-2番地先	L = 133.2		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1108号線	堀金烏川737-2番地先	W = 4.1~3.0		
9	41109	堀金烏川781-17番地先	L = 202.0		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1109号線	堀金烏川737-2番地先	W = 7.7~3.0		
10	41110	堀金烏川1561-1番地先	L = 235.8		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1110号線	堀金烏川1565-1番地先	W = 10.95~3.5		

(別紙)

## 市道認定路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
11	41112	堀金烏川5621-3番地先	L = 177.0		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1112号線	堀金烏川5625番地先	W = 5.9~2.7		
12	41113	堀金烏川5617番地先	L = 412.5		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1113号線	堀金烏川5719-2番地先	W = 9.0~4.5		
13	41114	堀金烏川5655-3番地先	L = 102.4		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1114号線	堀金烏川5652-2番地先	W = 5.65~4.0		
14	41115	堀金烏川5678-1番地先	L = 223.0		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1115号線	堀金烏川5675番地先	W = 8.55~4.0		
15	41120	堀金烏川5380-2番地先	L = 360.5		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1120号線	堀金烏川5560-8番地先	W = 13.35~4.0		
16	41121	堀金烏川5611-8番地先	L = 297.3		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1121号線	堀金烏川5602-1番地先	W = 6.75~3.0		
17	41122	堀金烏川5554番地先	L = 392.8		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1122号線	堀金烏川5600番地先	W = 8.15~4.0		
18	41752	堀金烏川5493-6番地先	L = 2141.4		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1752号線	堀金烏川765-4番地先	W = 11.25~6.0		
19	22531	穂高柏原4737番地先	L = 148.6		ほ場整備に伴う認定
	穂高2531号線	穂高柏原4730-5番地先	W = 13.55~4.0		
20	22532	穂高柏原3463番地先	L = 98.8		ほ場整備に伴う認定
	穂高2532号線	穂高柏原3460-2番地先	W = 10.4~4.0		

(別紙)

## 市道認定路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
21	41776	堀金烏川5690-5番地先	L = 52.5		ほ場整備に伴う認定
	堀金1776号線	堀金烏川5690-6番地先	W = 17.2~3.0		
22	41777	堀金烏川5672-2番地先	L = 206.5		ほ場整備に伴う認定
	堀金1777号線	堀金烏川5665-1番地先	W = 7.6~1.75		
23	41778	堀金烏川5629-1番地先	L = 133.5		ほ場整備に伴う認定
	堀金1778号線	堀金烏川5757番地先	W = 10.45~4.0		
24	41779	堀金烏川5761-1番地先	L = 147.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1779号線	堀金烏川5627-1番地先	W = 10.0~4.0		
25	41780	堀金烏川5548-1番地先	L = 197.8		ほ場整備に伴う認定
	堀金1780号線	堀金烏川5544-2番地先	W = 8.0~3.0		
26	41781	堀金烏川5522-2番地先	L = 294.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1781号線	堀金烏川5545番地先	W = 7.1~4.0		
27	41782	堀金烏川5384-1番地先	L = 52.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1782号線	堀金烏川5381-50番地先	W = 5.45~3.6		
28	22239	穂高9881番地先	L = 507.8		農道へ所管替えに伴う 再認定
	穂高2239号線	穂高8083-1番地先	W = 6.5~4.5		
29	13614	豊科181-1番地先	L = 49.0		新規認定
	豊科3614号線	豊科181-2番地先	W = 5.0		
30	31924	三郷明盛1835-23番地先	L = 80.0		新規認定
	三郷1924号線	三郷明盛75-12番地先	W = 5.0		





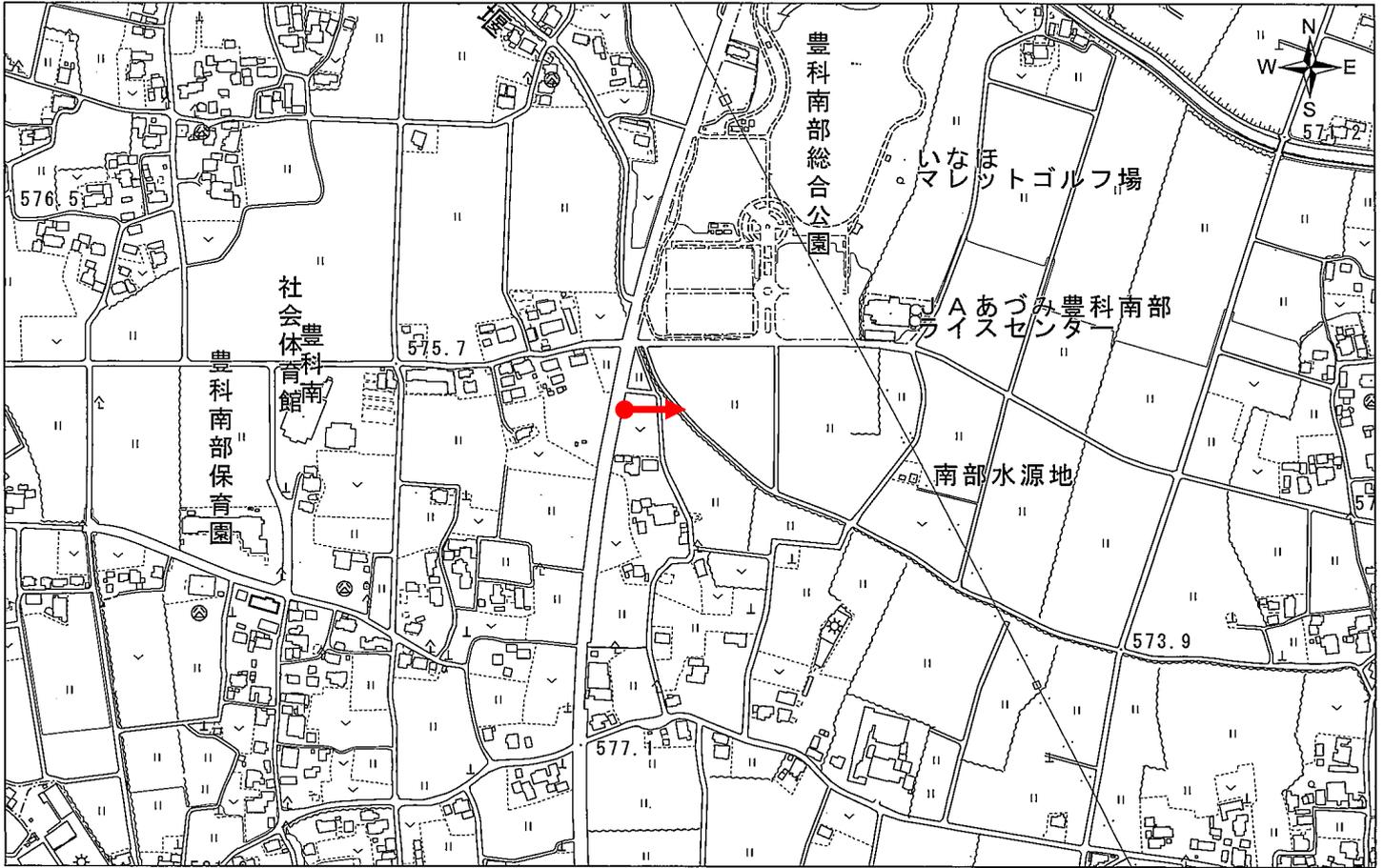
# 認定路線位置図

整理番号 28



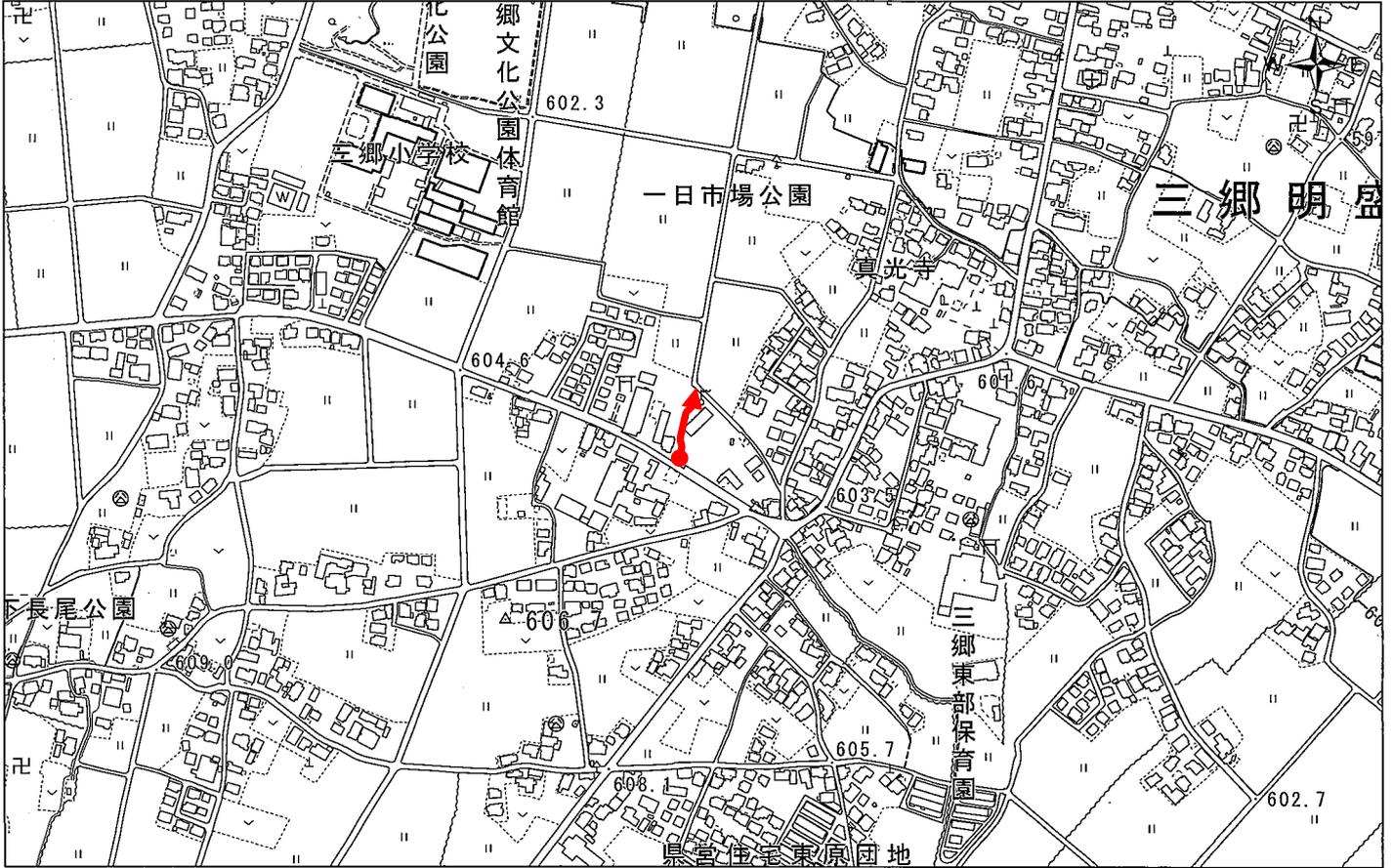
# 認定路線位置図

整理番号 29



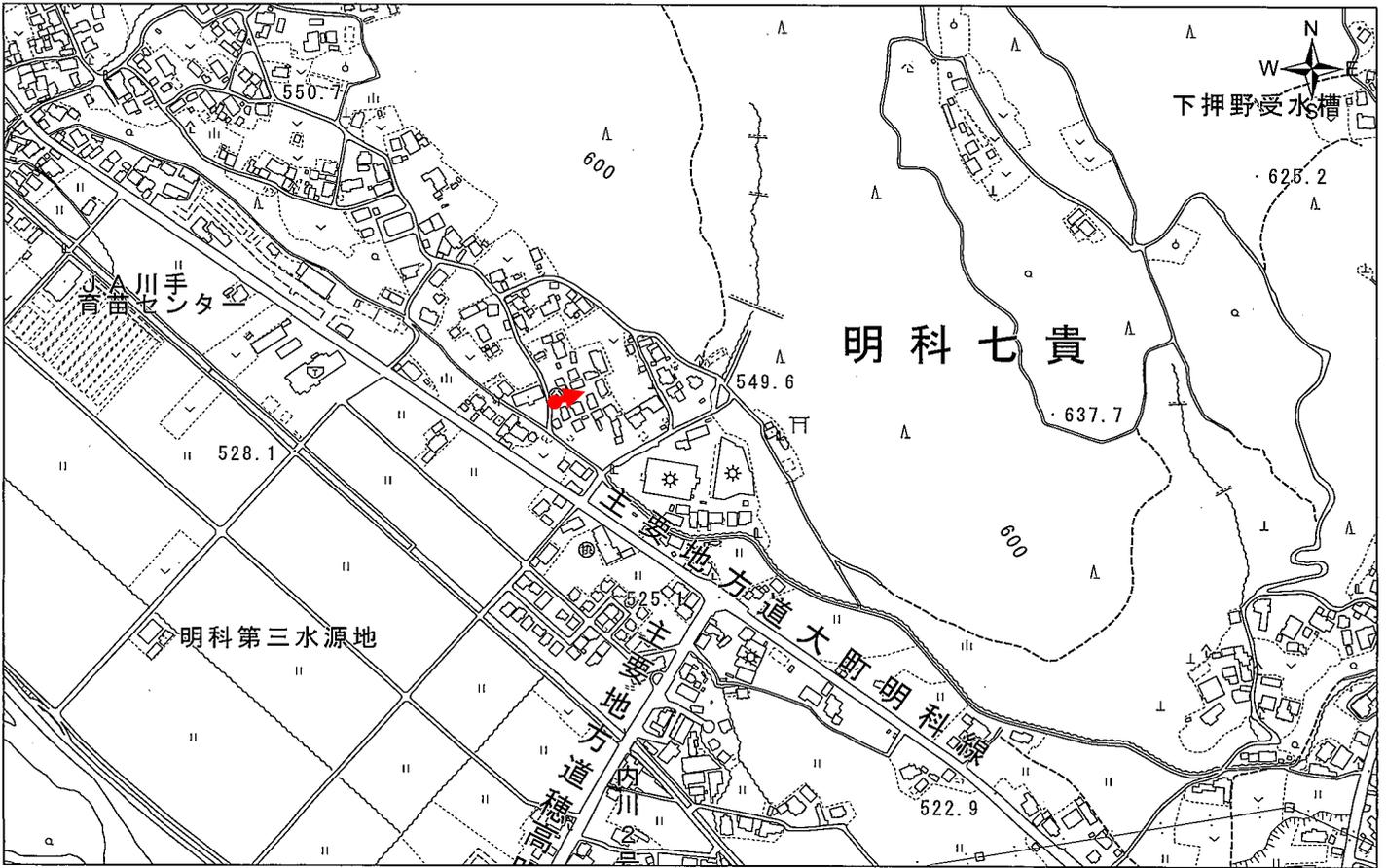
# 認定路線位置図

整理番号 30



# 認定路線位置図

整理番号 31



## 議案第66号

### 損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年条例第248号）第6条の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

#### 記

#### 1 損害賠償の相手方

安曇野市

#### 2 事故の概要

平成30年3月23日、安曇野市明科の宅地内において、止水栓の不具合により器具が凍結破損し、宅内浸水したものの。

#### 3 損害賠償の額

本事故の原因は安曇野市水道事業の管理する給水装置の不具合であり、損害部分の安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害の解決金として1,320,761円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 67 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定による指定管理者の指定の期間を変更したいので、下記のとおり議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高プール

2 指定管理者の本社所在地及び名称

東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号

株式会社 フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 昌

3 指定期間の変更

「平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日まで」に変更する

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 68 号

安曇野市等公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約  
安曇野市等公平委員会共同設置規約（平成 17 年告示第 175 号）の一部を次のよ  
うに変更する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(5) 安曇野市・松本市山林組合

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘